|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

大阪南消防組合消防長　　様

**住宅用防災警報器取付け支援申込書兼承諾書**

大阪南消防組合住宅用防災警報器取付け支援規程に基づく住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）の取付け又は取替えの支援を受けたいので申し込みます。なお、下記の承諾事項に同意いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申　込　者 | 　　　　代　理　人**（代理人申請時のみ記載）**　 |
| 住所 |  |  |
| 氏名 |  | 　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話番号 |  |  |
| 設置場所 | 設置希望場所と合計数を記入してください。（例）１階居室、２階寝室、２階階段の上部、計３箇所　　　　　 |
| 住宅の所有状況 | □持家　□貸家 | 【**貸家の場合のみ**記入して下さい。※持家の方は記入不要です。】この申込みにより、住警器を家屋に取り付けることに承諾します。　所有者　氏名　　　　　　　　　住所 |

**承諾事項**

１　対象世帯であることを確認するため、運転免許証、マイナンバーカード、身体障害者

手帳等の提示を求められれば、提示します。（住所・氏名・生年月日確認）

２ 賃貸住宅等において、住警器の取付けにより生じた穴あき等の退去時に発生する改修

費用等については、当該住宅の約款等の基準に従い対応します。

３ 取付け又は取替え後、住警器取付けに関する家屋等の損害賠償請求は致しません。

４ 取付け又は取替え後、住警器の維持管理については、申込み者等が定期的に行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄（消防記載欄） | 経過欄（消防記載欄） | 取付支援担当署所 |
|  | （裏面あります） | 大阪南消防局　　予防課柏羽藤消防署　　消防課富田林消防署　　消防課河内長野消防署　消防課 |
| 取付支援日時 | 調整担当 |
| 年　 月　 日時 分頃 |    |

**（取付けまでの流れ）**

1. 消防に、申込書を提出されます。
2. 申込書の確認後、申込み者に対して消防職員から連絡し、取付支援日時を決定します。

③　取付支援日に消防職員が伺い、申込み者又は代理人立会いのもと、住警器を取り付け致します。

④　取付け後、取付け及び作動の確認を行い不備がない場合は、「住宅用防災警報器取付け等の支援作業確認書」に署名していただきます。

**※取付けが困難と判断した場合、取付けできない場合があります。**

**※取付け訪問に際しては、職員は大阪南消防組合の消防公務之証を携行しています。**

**※機器、ビス等は申込み者でご用意下さい。取付け費のご負担はありません。**

**※災害（感染症等含む）が発生した場合、申込み者が多数となった場合、取付け支援を中止又は延期する場合があります。**

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| **お問い合わせ先・申込み書提出先****大阪南消防局警防部 予防課**　〒583-0015　藤井寺市青山3丁目613番地の8　３階TEL　072-958-9928　　FAX　072-958-9940E-mail yobouka@om119.jp **申込みは、直接持参していただくか、電子メール・FAX・郵送でも可能です。**※以下の場所でも申込みできます。　藤井寺分署　　 藤井寺市国府1丁目1番8号　柏原分署　　　 柏原市河原町1番90号　国分出張所　　 柏原市国分本町2丁目5番5号取付け作業費は 無料です　羽曳野出張所　 羽曳野市羽曳が丘4丁目14番18号　高鷲出張所　　 羽曳野市島泉8丁目8番2号富田林消防署　　 富田林市甲田1丁目7番1号　金剛出張所　 富田林市高辺台2丁目1番1号　太子出張所　　 南河内郡太子町山田28番地の1　河南出張所　　　南河内郡河南町白木1279番地の1 千早赤阪出張所 南河内郡千早赤阪村東阪77番地の1河内長野消防署　 河内長野市小山田町1663番地の3　千代田出張所　 河内長野市木戸1丁目23番5号　南花台出張所　 河内長野市南花台8丁目4番3号 |